

行政通知の読み方・使い方

地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について

（令和3年4月1日総行第92号 各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市市議会議員宛 総務省自治行政局長通知）

解説・川上 進太（総務省自治行政局行政課主査）

1 はじめに

人口減少社会において、また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、我が国の社会経済活動全体の効率化を図るためのデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が強く要請されているところであり、地方公共団体においても、行政手続のデジタル化を促進することが急務となっている。特に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、窓口等に出頭することなく非対面で公金を収納する仕組みについて、充実及び強化する必要があると考えている地方公共団体は多いのではないだろうか。現に、政府全体としても

公金収納のデジタル化を進める機運が高まっている中、納税を始め、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による公金収納を導入している又は導入を検討している地方公共団体が急増しているものと承知している。

一方、現行の地方自治法（昭和22年法律第67号）における公金収納に関する規定は、こうした多様な決済方法を想定して規定されたものではないため、これを行うための法的根拠が必ずしも明確ではなく、地方公共団体にとって、多様な事業者の中からのような事業者を選択し、どのような法的制度に基づいて導入を行うかといったことの検討、協議等に、時間的及び人的コストが発生している状

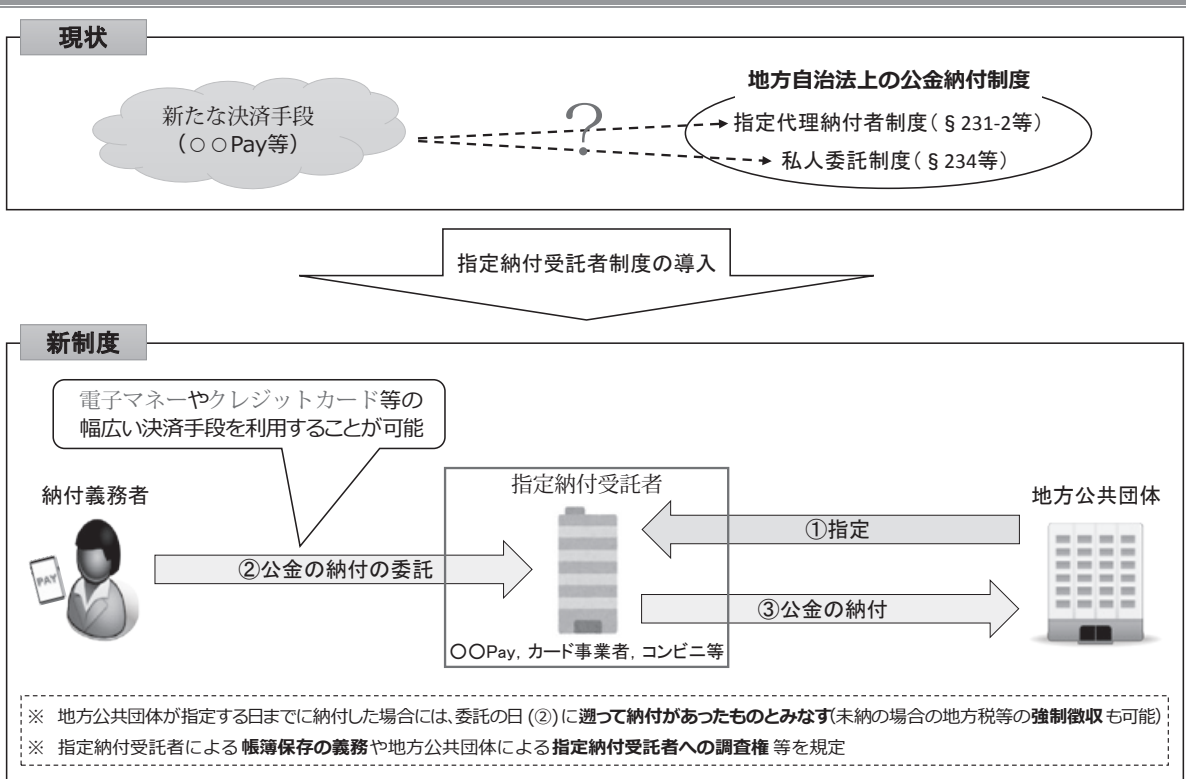
況である。

こうした状況を踏まえ、本年3月に、地方公共団体の歳入に係る納入義務者が当該歳入を地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき同項に規定する指定代理納付者により納付させることができることとする仕組み（以下「指定代理納付者制度」という。）の見直しを内容に含む地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号。以下「改正令」という。）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号。以下「改正則」という。）を公布したところである。

この見直しは、改正法第6条の規定による地方自治法の改正、改正令第4条の規定による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の改正及び改正令第4条の規定による地方自治法施行規則（昭和22

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

図表 指定納付受託者制度の導入について



年内務省令第29号)の改正により行うものであり、地方公共団体の歳入 (歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。) についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、改正法による改正後の地方自治法 (以下「新法」という。) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み (以下「指定納付受託者制度」という。) を導入しようとするものであり、この制度は、令和4年1月4日に施行することとされている。

2 指定納付受託者に対する納付の委託の条件

指定納付受託者制度において、指定納付受託者に対する納付の委託の方法は、2種類に大別される。

一つ目は納付の通知に係る書面に基づく納付であり、地方公共団体の歳入等を納付しようとする者は、歳入等の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものを提示することにより、指定納付受託者に納付を委託することができることとされた (新法第231条の2の2第1号、改正則による改正後の地方自治法施行規則 (以下「新則」という。) 第12条の2の4第1項)。これは、主にコンビニエンスストア等を利用した公金の納付を想定したものである。

二つ目は電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知に基づく納付であり、歳入等を納付しようとする者は、歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項等を、電子情報処理組織を使用して指定納付受託者に通知することにより、指定納付受託者に納付を委託することができることとされた (新法第231条の2の2第2号、新則第12条の2の4

第2項)。これは、クレジットカード決済による納付やスマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付を主に想定したものである。

3 指定納付受託者の指定

地方公共団体の長から指定納付受託者としての指定を受けることができるのは、歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として、①納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること、及び②その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することという要件を満たすものとされた(新法第231条の2の3第1項、改正令による改正後の令(以下「新令」という。)第157条の2)。

①の「納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること」とは、例えば、資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること、累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること等が考えられる。②の「その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」とは、例え

ば、経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること、コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること等が考えられる。

なお、指定納付受託者は、新法第231条の2の3第1項に規定されるように「歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行う」者であることから、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において歳入等を納付しようとする者からの委託を受け納付する責任を負うこととなる主体を適切に判断し、これを指定納付受託者として指定することとなる。

4 納付事務の再委託

現行の指定代理納付者制度においては、納付事務の再委託に関する規定が存在せず、複数の主体が決済手続に関わることが一般的なクレジットカード決済等において、法的構成が不明確であるとの指摘がなされていたところである。

これを踏まえ、指定納付受託者制度においては、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として、前

記3①及び②のいずれにも該当する者に委託することができることとされた(新法第231条の2の4、新令第157条の2)。

なお、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、指定納付受託者以外の者は、納付事務の委託を受けた者として当該納付事務に関わることとなるものである。

5 指定納付受託者による歳入等の納付

指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならぬこととされた(新法第231条の2の5第1項)。

また、指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、遅滞なく、その旨及び次の事項を地方公共団体の長に報告しなければならないこととされた(新法第231条の2の5第2項、新則第12条の2の8)。

- ① 当該報告の対象となった期間並びに当該期間において歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日
 - ② 前記①の期間において受けた委託に係る次の事項
- ・ 歳入等の納付の通知に係る書面の記載事

項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項

・歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた年月日

なお、指定納付受託者が、地方公共団体が指定する日までに納付の委託を受けた歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に遡って、当該歳入等の納付がされたものとみなすこととされた（新法第231条の2の5第3項）ところであるが、当該遡及効は、現行の指定代理納付者制度と同様のものである。

6 指定納付受託者の帳簿保存等の義務

指定納付受託者が適正に納付事務を処理しなければ、地方公共団体は、その歳入等を確実に徴収することができないこととなるおそれがあることから、地方公共団体の長は、指定納付受託者に対して各種の監督権限を行使することができることとされた。

まず、指定納付受託者は、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないこととされた（新法第231条の2の6第1項）。

また、地方公共団体の長は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定納付受託

者に対し、報告をさせることができることとされた（新法第231条の2の6第2項）。

さらに、地方公共団体の長は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとされた（新法第231条の2の6第3項）。ただし、当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（新法第231条の2の6第5項）。

7 指定納付受託者の指定の取消し

指定納付受託者が地方公共団体の長の指定を受けた後、事情の変化により、指定納付受託者としての適格性を欠くこととなる場合があり得ることから、地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の要件のいずれかに該当する場合においては、その指定を取り消すことができることとされた（新法第231条の2の7第1項）。

- ① 指定の要件（財産的基礎、社会的信用等）に該当しなくなったとき。
- ② 地方公共団体の長からの報告徴収等に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ③ 帳簿を備え付けない、虚偽の記載をする

など、帳簿保存義務に違反したとき。

- ④ 立入検査の拒否、質問に対する虚偽の陳述等を行ったとき。

8 指定納付受託者からの徴収

指定納付受託者が歳入等の納付の委託を受けたにもかかわらず、これを地方公共団体に納付しない場合には、当該委託をした者と地方公共団体との間の債権債務関係は解消されないため、特段の定めがなければ、当該委託をした者は地方公共団体から徴収を受けることになる。これは当該委託をした者にとって不利益な仕組みであり、指定納付受託者制度の普及に支障をきたすおそれがあるものと考えられる。

これを踏まえ、地方公共団体の長は、指定納付受託者が分担金等（分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入をいう。以下同じ。）を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該分担金等を地方公共団体が指定する日までに納付しないときは、地方税に係る地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例により、指定納付受託者から当該分担金等に係る徴収金を徴収するものとされた（新法第231条の4第1項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の4第1項）。

また、地方公共団体の長は、指定納付受託者が納付すべき分担金等に係る徴収金の徴収については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残金がある場合でなければ、その残金の額について当該指定納付受託者に対して納付を委託した者から徴収することができないこととされた（新法第231条の4第1項において準用する地方税法第13条の4第2項）。

さらに、この場合における当該分担金等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされた（新法第231条の4第1項）。

なお、指定納付受託者が分担金等以外の歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しない場合においては、新法の規定により当該指定納付受託者から徴収金の徴収を行うことはできないが、地方公共団体が当該指定納付受託者と締結する契約等において特別の定めをすることにより、このような場合においても、当該指定納付受託者に当該歳入等及び延滞金を負担させることが望ましいものと考えられる。

9 指定納付受託者制度への早期の移行の促進

指定代理納付者制度はクレジットカード決

済による納付を前提としたものであり、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付を明確に予定したものではないことや、指定代理納付者からの徴収金の徴収に関する仕組みがないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組むことが適当である。

また、令第158条、第158条の2等、地方自治法第243条の「法律又はこれに基づく政令の特別の定め」に基づいて公金の収納等の権限を私人に委任する仕組み（以下「私人委託制度」という。）は、地方公共団体に代位して収納等を行うという制度の性質上、地方公共団体の収納の方法に準じなければならず、現金による収納を原則としていることから、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付やポイントによる支払等を制度上予定したものではないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組むことが適当である。

10 指定納付受託者との契約等の締結

指定納付受託者制度を利用した公金納付を円滑に運用するためには、地方公共団体と指定納付受託者との間では、納付事務の取扱

に関する契約等を締結する必要があるが、その内容としては、主に次の事項等を定めることが考えられる。

- ① 取り扱うことができる歳入等の種類に関する事項。
- ② 指定納付受託者による納付の期限（地方公共団体が指定する日）に関する事項。
- ③ 指定納付受託者から地方公共団体に対する納付の手續に関する事項。
- ④ 手数料等の負担に関する事項。
- ⑤ 分担金等以外の歳入等の納付の延滞の処理に関する事項。
- ⑥ 指定納付受託者が取り扱う個人情報保護に関する事項。

11 おわりに

今般導入される指定納付受託者制度は、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法の導入を始め、地方公共団体における決済手段の拡充が図られる環境を整備するものであり、地方公共団体の行政手續のオンライン化を促進する上での基盤となるものと願っている。また、本稿が、総務省自治行政局から発出した行政通知の内容を理解する一助となれば幸いである。